

指定就労継続支援B型事業所 来々瑠

重要事項説明書

就労継続支援B型サービスを提供するにあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

1 サービスを提供する事業所

名 称	株式会社 道進
所 在 地	茨城県水戸市中丸町 433 番地
電 話 番 号	029-350-5300
代 表 者 氏 名	代表取締役 富田 圭子
設 立 年 月 日	平成 28 年 2 月 2 日

2 利用施設

事 業 所 の 種 類	茨城県指定 就労継続支援B型
事 業 所 の 名 称	来々瑠（くるる）
事 業 所 番 号	0811600725
事 業 所 の 所 在 地	茨城県笠間市南友部 1954-2
連 絡 先	電話番号 0296-71-6407 F A X 0296-71-6408
管 理 者	奥津 富士子
サービス管理責任者	奥津 富士子
サービスの実施地域	笠間市 水戸市 その近辺
主たる対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者
定 員	20名
事業開始年月日	令和5年6月1日

3 サービスの目的・運営方針

目 的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上の為に必要な訓練・その他の便宜を適切かつ効果的に行い、能力に応じて一般就労等への移行に向けて支援します。
運 営 方 針	1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む事ができる

	<p>よう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努めるものとする。</p> <p>3 利用者支援において、市町、指定障害者支援施設や指定障害福祉サービス事業を行う者、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。</p> <p>4 前3項の他、関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
第三者評価の実施状況	なし

4 サービスに係る事業所・設備等の概要

建 物	構造	木造 2 階建て
	延床面積	135.38 m ²
作業室	1 階	厨房 フロアー
食堂	2 階	
事務室・相談室	2 階	
その他	各階	トイレ3か所

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を順守し、上記の施設・設備を設置しています。

5 サービス提供職員の配置状況

(1) 職員の配置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			厚生労働省で定められた配置基準以上
サービス管理責任者	1		1			
職業指導員	1	1				
生活指導員	1名以上			1名以上	1名以上	
目標工賃達成指導員						

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を順守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員以上を配置しています。

* 常勤換算とは・・・職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間で除した数です。

(2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務時間
職業指導員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
生活支援員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
目標工賃達成指導員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）

(3) 営業日と営業時間

営業日 月曜日～金曜日（祝日は営業）

サービス提供時間 10：00～15：00

6 サービスの提供内容

(1) 訓練等給付費対償サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	生産活動に必要な理式、能力の向上のための必要な訓練を行います。また、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	下記のような生産活動の機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none">・野菜洗い、選別、カット、盛り付け等・簡単な調理等・フロアでの接客、食事の配膳、レジ等（アイボの世話含む）・野菜作りに係る作業・お弁当配達等
日中活動	生産活動の機会ばかりでなく、事業計画に沿った日中活動を行います。
実習及び求職活動等支援	公共職業安定所や障害者就労・生活支援センター等関係機関との連携を取りながら、職場実習の実施、求職活動の支援、一般就労やA型事業所利用への支援、職場定着のための支援等を行います。
施設外就労支援	常時、安定して高い生産性が見込まれる利用者には、希望に応じて適正に配慮し施設外企業での生産活動の機会を提供します。
健康管理	常に利用者の健康状態に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	希望により送迎を行います。（送迎無料）

(2) 訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 11：30～13：30（交代制） <ul style="list-style-type: none">・食事提供体制加算取得対象者は0円ですが、取得不可の方は300円

	<p>をご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーのある方は献立に応じて各自で食事対応願います。 ・食材費等の口頭により、食事代を値上げする場合には、事前に書面にて通知いたします。 ・個人で弁当持参しても構いませんが、食中毒等については責任を負えません。
日中活動及び生産活動等	日中活動・生産活動を行う上で負担して頂くことが適当であるものに係る費用を実費で頂きます。
一般就労への支援に必要な経費	就労や実習に向けての支援のうち、負担していただく事が適当であるものに係る費用を実費でいただきます。
日常生活上必要となる諸経費	<p>利用者の日常生活品の購入代金などや日常生活に要する費用で、歌んしていただく事が適当であるものに限り実費で頂きます。</p> <p>① 日用品費 ② 保健衛生費 ③ 教養娯楽費など</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代 ・レクリエーション等にかかる入館料や食事代等 ・その他

7 利用料金

(1) 訓練など給付費対償サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が訓練等給付費の給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費などの給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用賞金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます（定率負担または利用者負担額といいます）。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練など給付費対象外サービス内容の料金

上記「サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス」の項目について、事業所が定める料金です。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の当日午前9時までには当事業所までお申し出ください。なお、午前9時までにお申し出がない場合には、キャンセル料を頂く事があります。

キャンセル料（1回あたり）	1,000円
---------------	--------

(4) 欠席時対応加算

利用者があらかじめ利用を予定していた日に急病等によりその利用を中止した場合において、利用者又は当該利用者の家族等への連絡調整を行うとともに、当該利用者の状況等を記録し、引き続き当該障害福祉サービス事業等の利用を促すなどの相談援助等を行います。

3 営業日前までに申し出がない場合には、1 月につき 4 回を限度として障害福祉サービス等報告告示に定める欠席時対応加算を算定します。

(5) 利用料金のお支払方法

前記 (1) (2) (3) の料金は 1 か月ごとに計算し、翌月の 15 日までにご請求しますので、当月の利用料金の合計金額を請求月の末日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア	当事業所での現金支払い
イ	下記指定口座への振り込み 常陽銀行 赤塚支店 (普通) 1567912 <small>かぶしきがいしゃどうしん だいはりとりしまりやく とみたけいこ 株式会社道進 代表取締役 富田圭子</small>

8 利用者の記録及び情報の管理など

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に基づく対応を行います。ただし、サービス提供を行う上で他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による。）に基づき情報提供をします。

9 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しております。

保険会社	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	施設加入の賠償責任保険 利用者向け傷害保険 * 保障の対象にならないケースもございますので、詳細はサービス管理責任者へお問い合わせください。

10 緊急時の対応

- (1) 利用者の病状急変時には、速やかにご家族又は医療機関等への連絡を行います。また、事業所内事故等による緊急時には、事業所の判断にて医療機関に搬送します。
- (2) 利用者かかりつけ医療機関

医療機関名	
診療科	
主治医	
所在地	
電話番号	

11 協力医療機関

名称	医療法人社団 あかつき会 水戸あかつきクリニック
理事長名	大館 敬一
所在地	茨城県水戸市下野町 311-3
電話番号	029-297-5031
診療科	内科・訪問診療
入院設備	無

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、非常災害時、事故発生時の対応マニュアルにより対応します。
平時の訓練	年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	○誘導灯 ○消火器 ○ガス漏れ報知器
保険加入	事故、災害時に備えて損害賠償保険、火災保険に加入しています。

13 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

(1) 施設・設備ご利用上の注意事項

設備・器具の利用	事業所内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した後利用により破損が生じた場合、弁償していただく事があります。
施設の利用	施設内では、他の利用者の迷惑にならないようお互いに配慮をお願いします。施設内の整理整頓を心掛け、施設を汚さないよう清潔の保持にご協力ください。
喫煙	施設内は全面禁煙となります。 所定の場所を施設外に用意していますので、マナーを守って利用

	してください。
外出	施設利用中に勝手に外出をする事は出来ません。どうしても必要な場合には職員へお申し出の上、自己責任で行ってください。(ただし、事故防止の判断が出来ないと判断される場合や危険な行為が予想される場合については、制限させて頂く場合があります。
貴重品の管理	貴重品は、原則、利用者の責任において管理していただきます。自己管理が無理な方や、高額な貴重品・ゲーム機等は施設内に持ち込まないようお願いします。
宗教・政治活動、 営利活動	他の利用者に対する政治・宗教・営利活動はご遠慮下さい。
その他	利用者同士の金銭や物品の貸し借り、授受等は禁止しております。施設の規則を守ってご利用ください。 また、利用者同士のトラブルにつきましても、施設のサービス外で起こった事例につきましては、施設での責任は負えません。

14 相談・苦情窓口 虐待防止等のための措置

(1) 相談・苦情窓口

当事業所 利用相談窓口	相談・苦情窓口担当 苦情解決責任者	富田 圭子 村上 友美
行政機関	茨城県 障害福祉課 自立支援 笠間市 社会福祉課 水戸市 障害福祉課	029-301-3354・3363 0296-77-1101 029-232-9173
第三者委員	運営適正化委員会	029-305-7193

(2) 虐待防止などのための措置

ア・虐待防止

当事業所では、従業者への虐待防止等の研修を実施します。虐待防止の為の対策等を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。

イ・身体拘束などの適正化

当事業所では身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。身体拘束等の適正化のための指針を整備します。従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

(3) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	窓口担当者	富田 圭子
--------------	-------	-------

	ご利用時間	9 : 00~18 : 00
	電話場番号	0296-71-6407
	F A X	0296-71-6408

15 個人情報保護

当事業所及び職員は、サービスの提供にあたり、知り得た利用者等に関する個人情報を外部に漏らすことはありません。また、他の事業者等に対して情報を提供する場合には、個人情報保護に関する文書により、必ず利用者及び家族の同意を得ます。職員が退職後も、在職中に知り得た利用者等に関する個人情報を漏らす事が無いよう必要な措置を講じます。

指定就労継続支援B型「来々瑠」の提供および利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 株式会社 道進
 来々瑠
 説明者氏名 サービス管理責任者 奥津 富士子 印

私は、本署面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス就労継続支援B型 来々瑠のサービス提供および利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 印

続 柄 _____